

番号	201
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-17
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する特定試験研究機関等（人事院規則14-17に基づく特定試験研究機関等をいう。）の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	特定試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

番号	202
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-18
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-18に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
実施主体	試験研究機関等
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

番号	203
特定事業の名称	研究職員の勤務時間内監査役兼業事業
措置区分	規則
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-19
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-19に基づき監査役兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-19に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>（１）指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号） 第63条、第64条、第66条、第67条</p> <p>（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号） 第9章第5節 基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準</p> <p>（３）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第10章第5節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準</p> <p>（４）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号） 第2章第5節 基準該当児童発達支援に関する基準</p> <p>（５）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第4章第5節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>（１）（ア）第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>5～9（略）</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。（略）</p> <p>11～13（略）</p> <p>（イ）第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。（略）</p> <p>（ウ）第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を25人以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。</p> <p>一 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで</p> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで</p>

(エ) 第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂

居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

二 宿泊室

イ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

ロ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3～5（略）

（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」）

(2) 第163条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(3) 第172条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(4) (ア) 第54条の2 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(イ) 第54条の3 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(ウ) 第54条の4 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

（「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

(5) (ア) 第71条の2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(イ) 第71条の3 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

特例措置の内容	居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児（者）関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画、基準該当児童発達支援計画又は基準該当放課後等デイサービス計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害児（者）が利用できるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※ この特例措置のうち、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスについては、平成25年10月1日に全国展開される予定となっています。

番号	936
特定事業の名称	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	乳児6人以上を入所させる保育所に係る児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内における保育所であって、乳児を4人以上6人未満入所させるものに係る児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※ この特例措置については、平成25年度中に全国展開されることとなっています。

番号	938
特定事業の名称	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>イ サービス管理責任者は、（１）から（５）までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ（１）から（５）までに定める要件を満たす者とする。</p> <p>（１） 生活介護又は療養介護（一）及び（二）に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>（一） a及びbの期間が通算して5年以上である者、cの期間が通算して10年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>a iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>i 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業、法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ii 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>iii 障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>iv 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センター、同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>vi 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る。）</p>

b iからvまでに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第18条の4に規定する保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間

i 障害者支援施設、老人福祉施設、障害児入所施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

iii 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

c bのiからvまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(二) 略

(2) 共同生活介護、自立訓練(生活訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、共同生活援助(一)及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること

(二) 略

(3) 自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。)(一)及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること

(二) 略

(4) 就労移行支援、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。)(一)及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること

(二) 略

(5) 略

特例措置の内容

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。認定を受けたときは、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上を通算3年以上に、通算10年以上を通算5年以上にそれぞれ短縮する。

同意の要件

特になし

特例措置に伴い必要となる手続き

特になし

番号	1205 (1214、1221)
特定事業の名称	重量物輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	(1) 特殊車両通行許可限度算定要領について (昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達) 等 (2) 基準緩和自動車の認定要領について (平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	(1) 許可車両の許可限度寸法及び重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。 (2) 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 ①長大又は超重量で分割不可能な単体物品 (以下単に「物品」という。) を輸送することができる構造を有する自動車 (けん引自動車を除く。) ②以下略
特例措置の内容	(1) 実施主体が道路法 (昭和27年法律第180号) 第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令 (昭和36年政令第265号) 第3条第1項に規定する値 (駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン) を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開実施済) (2) 上記(1)に加え、当該車両の通行経路が、道路に関して横断に限る場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、車両の長さ及び最小回転半径についても「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両の長さの特例措置については、21.04m以下を許可限度として、速やかに全国展開に係る措置をする予定) (3) 従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第2条に規定する長さ、第4条に規定する車両総重量、第4条の2の規定する軸重等、第6条に規定する最小回転半径にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記(1)又は(2)の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実にあることを道路管理者により確認された車両は、車両の長さ、最小回転半径、車両総重量及び軸重 (駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸の軸重が11.5トン以下のものに限る。) にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。 (当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開実施済) (当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両の長さの特例措置については、21.04m以下を許可限度として、速やかに全国展開に係る措置をする予定)
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1223
特定事業の名称	長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	フルトレーラ連結車に係る特殊車両通行許可の長さの限度値は19メートル。
特例措置の内容	フルトレーラ連結車（セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。）について、実施主体が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行う際、当該実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の各道路管理者への定期的な報告が、協定の締結、特殊車両通行許可の条件等により確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、車両の長さについて、21メートルを上限値として許可することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※ この特例措置については、速やかに全国展開に係る措置をする予定となっています。